

風景づくりの 主な取り組み

風景づくり条例による風景づくり

① 風景づくり協定地区

市民の自主的な風景づくりの協定制度を設けています。これは、市民が、まとまりのある一定の区域内において風景づくりに関する協定を結び、市が認定するものです。少人数の小さな取り組みも風景づくりの大切な取り組みとして位置づけ、一つでも多くの協定地区が申請されることを期待しています。

② 風景資産の推薦・登録

日常で何気なしに接している風景の中に、「心に残る風景、心が和む音色、四季を感じる薫り、地域の自慢できる風景」など様々な風景があります。近江八幡の魅力ある風景を市民共有の資産として後世に残すために、市民に推薦していただく制度を設けています。推薦されたものの中で重要な資産については登録し、市民に公表していきます。

③ 市民の自主的な風景づくりに対する支援

風景づくり協定地区をはじめ市民の自主的な風景づくりを支援するため、風景づくり活動団体を認定し、技術的支援などを行う予定です。また、風景計画区域内における建築行為等についての相談は、風景づくり推進室で応じます。また、専門的なアドバイスを行うため学識経験者等による「風景づくりアドバイザー」を設置する予定です。



近江八幡市では、風景づくり条例に基づく市民の自主的な風景づくりを進め、順次、景観法に基づく「風景計画」を策定し、全市域を風景計画区域に指定していく予定です。

全市域において風景づくりを進めていくことは、美しく風格のあるまちを形成することだけでなく、まちの文化を継承していくことにつながります。風景づくり条例および景観法に基づく風景づくりの主な取り組みを紹介します。

景観法を活用した風景づくり

① 風景(景観)計画の策定

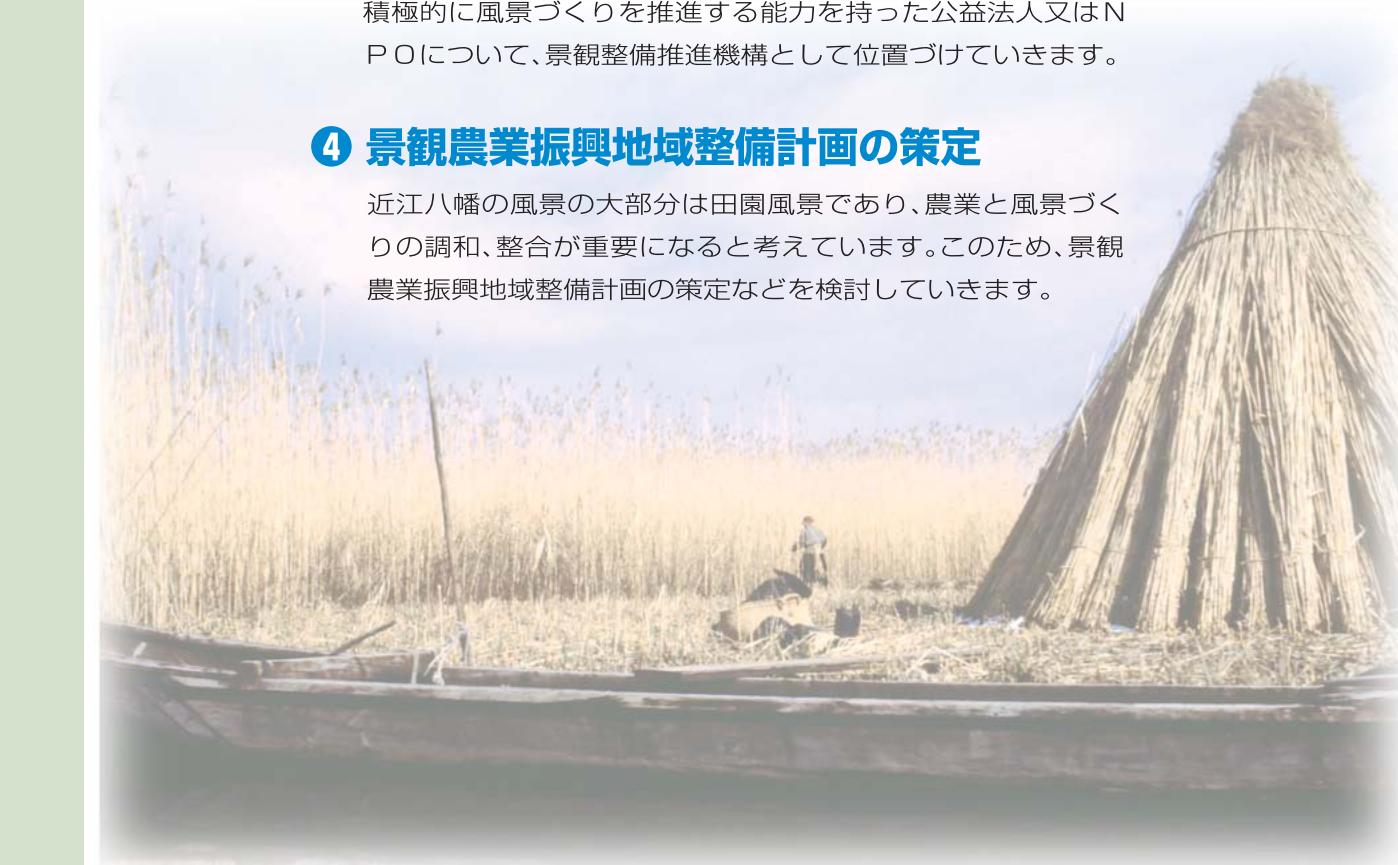
水郷風景ゾーンの風景計画策定を最初に、湖畔風景ゾーン、街道風景ゾーン、伝統的風景ゾーン、田園風景ゾーン、市街地風景ゾーンの風景計画を順次策定し、全市域を風景計画区域に指定していきます。風景計画はふるさと滋賀の風景を守り育てる条例や市民の自主的な風景づくり活動を尊重して策定していきます。

② 景観重要建造物・樹木の指定

風景計画区域の中で、市民からの推薦があり、風景づくり条例による風景資産に登録された建造物又は樹木の中で特に重要なものについては、景観重要建造物・樹木として指定し、積極的な保全を図っていきます。

③ 景観整備推進機構の指定

民間団体や市民による自発的な風景づくりの推進を図るため、積極的に風景づくりを推進する能力を持った公益法人又はNPOについて、景観整備推進機構として位置づけていきます。



④ 景観農業振興地域整備計画の策定

近江八幡の風景の大部分は田園風景であり、農業と風景づくりの調和、整合が重要になると考えています。このため、景観農業振興地域整備計画の策定などを検討していきます。